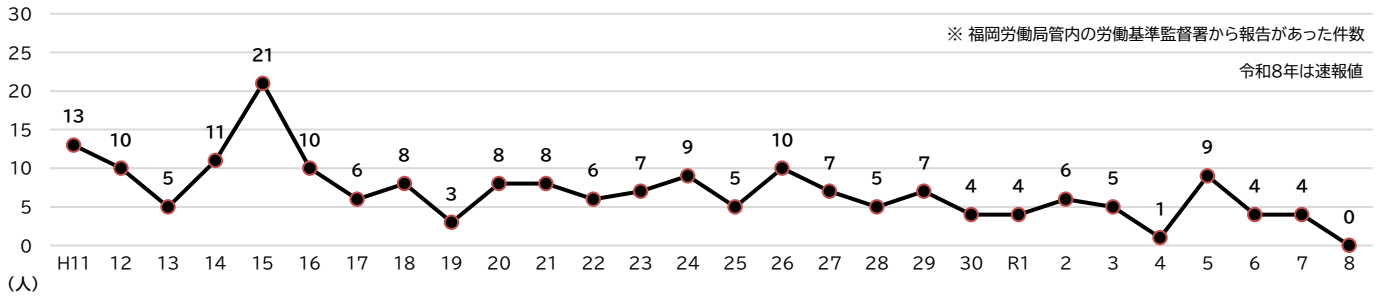
# 製造業 死亡災害ゼロ365日達成！

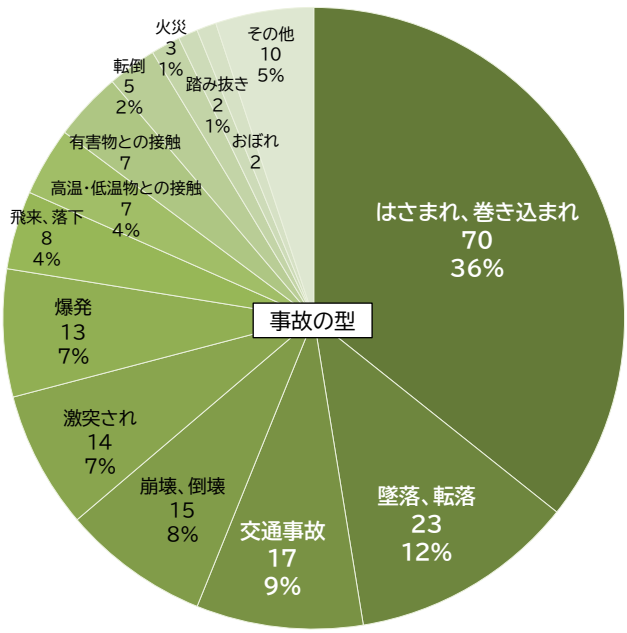
## ～ 福岡労働局における過去最長記録を更新中 ～

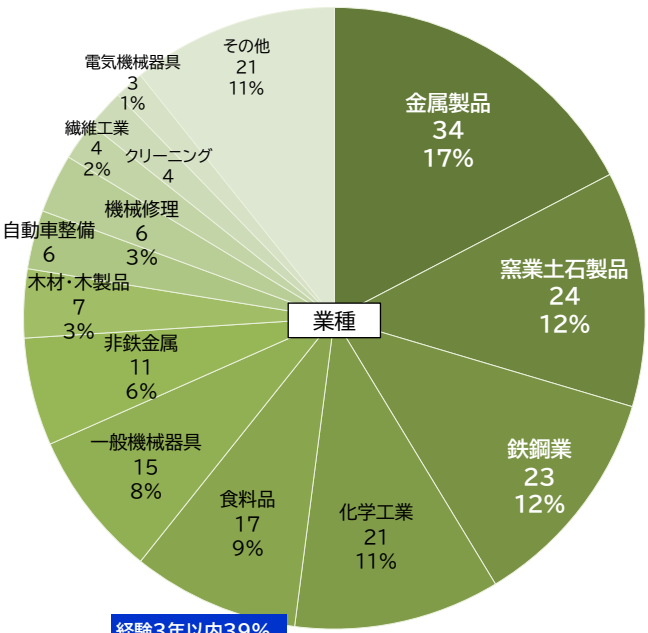
県内の製造業では、令和7年11月9日以降、死亡災害が発生しておらず、現在の状況で推移した場合、初めての年間死亡者数ゼロとなります。

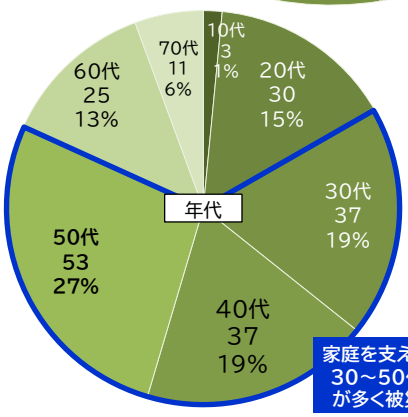
製造業では、フォークリフト、クレーン、加工機械などによる はさまれ、巻き込まれ災害、高所からの墜落災害など命にかかわる危険作業が日々行われていますが、死亡災害が発生していない今だからこそ一人一人が「安全第一」を再認識しましょう。また、事業者や職長を中心に労働災害を発生させないという強い決意の下、職場全体で労働災害防止に取り組み、職場の仲間を一人も欠かすことなく、2027年を迎えましょう。

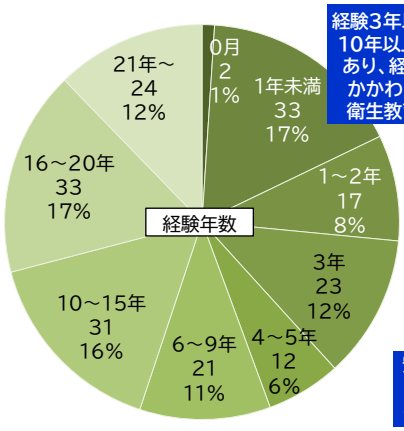
## 製造業における死亡災害の推移

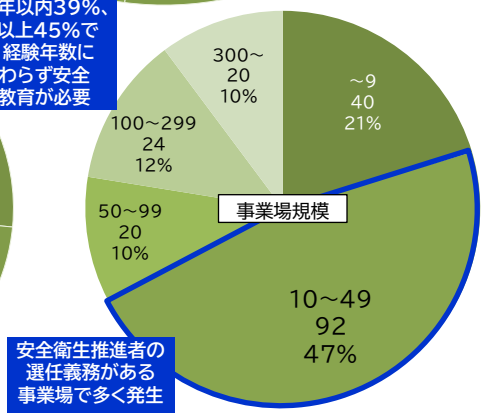




ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
福岡労働局・労働基準監督署
R8.11

# 労働災害が発生するメカニズム

労働災害を
100とした場合、
背景にある原因は

不安全な行動？
不安全な状態？

**不安全な行動かつ不安全な状態**

**98.2%**

平成23年度労働災害
原因要素の分析結果

## 不安全な行動かつ不安全な状態 98.2%



事務所に入る前にヘルメットを
脱ぎ、段差がある場所を通っている



鋼材が転がっている横を
小走りしている



カバーが取れたままの機械を
動かして動作確認を行っている

## 共にないもの 0.5%

## 不安全な行動のみ 0.3%



事務所に入る前にヘルメットを
脱いでいる




ヘルメットを着用していない
脚立の天板をまたいでいる

## 不安全な状態のみ 1.0%



事務所の入り口に段差がある



通路に鋼材が転がっている



機械のカバーが取れている

**リスクアセスメントを実施して不安全行動や不安全状態を排除し、
労働災害が発生しづらい職場を作りましょう**

# 重点取組事項

## 1　事業者による安全衛生方針の表明

◆事業者による安全衛生方針を策定し、見やすい場所に掲示して周知しましょう。

令和○年１月

### 令和○年安全衛生方針

「従業員は企業の財産である」の理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、労使一体となって労働災害防止活動を推進します。

**基本方針**

1　安全衛生管理体制を整備し、安全衛生管理活動を活性化する
2　安全衛生活動に取り組むための予算を十分に確保する
3　施設や機械の安全化を積極的に行い、労働災害が起きづらい職場を作る
4　安全衛生教育を定期に実施し、安全衛生意識の高揚を図る
5　体の健康確保のため、人間ドック補助を行う
6　心の健康確保のための４つのケアを推進する

**株式会社安全第一　代表取締役　安全太郎**

（自筆で署名しましょう）

## 2　安全衛生管理体制の整備

◆ 事業場ごとに次の者を選任しましょう。

| 事業場の労働者数 | 選任が必要な安全衛生担当者 |
|---|---|
| ～9人 | 事業者が実施（**積極的に安全衛生推進者を選任しましょう**） |
| 10～49人 | 安全衛生推進者（**積極的に50人以上と同じ体制を作りましょう**） |
| 50～299人 | 安全管理者、衛生管理者、産業医<br>（**積極的に総括安全衛生管理者を選任しましょう**） |
| 300人～ | 総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医 |

## 3　ヒヤリハット情報の収集

◆ 仕事中にヒヤリとした、ハッとしたことを簡潔に記入できる用紙を作成し、収集して対策に生かします。

ヒヤリハット報告書

| |
|---|
| ヒヤリとした、ハッとした場所や機械設備は？ |
| どんな作業をしていましたか？ |
| 同じようなことが起きないようにどのような対策が考えられますか？ |

意見を出していただきありがとうございます。
今後も提出をお願いします。

## 4　リスクアセスメント

◆ 一つ一つの作業について、作業頻度やケガをした場合の重篤度を評価し、点数が高い作業から優先的に対策を講じる手法です。事故が起きる前に取り組むことで安全な職場を作ることができます。

リスクアセスメントの判定表

| 可能性＼重篤度 | 重大 | 中程度 | 軽度 |
|---|---|---|---|
| | × | △ | ○ |
| 高い | × | Ⅲ | Ⅲ | Ⅱ |
| ある程度ある | △ | Ⅲ | Ⅱ | Ⅰ |
| ほとんどない | ○ | Ⅱ | Ⅰ | Ⅰ |

| リスク | | 優先度 |
|---|---|---|
| Ⅲ | 高 | 直ちにリスクを低減する |
| Ⅱ | 中 | 速やかにリスクを低減する |
| Ⅰ | 低 | 必要に応じリスクを低減する |

## 5　危険の見える化

◆ 転倒しやすい場所の危険源をなくすことができない場合に可視化（見える化）して注意を促します。

危険の見える化




## 6　高年齢者　（対象となる年齢は示さず、身体機能、感覚機能、認知機能の低下などを個人ごとに判断）

◆ 事業者の努力義務とされた、高年齢者の労働災害防止のための指針に沿って取り組みましょう。

## 7　外国人労働者

◆ 外国人労働者が内容を確実に理解できるように教育資料、手順書、掲示物に母国語を併用しましょう。

## 8　4S（ヨンエス）活動

◆4Sとは、整理、整頓、清掃、清潔の頭文字で、言葉の意味を理解して日常的に活動することが重要です。

整理‥必要な物と不要な物に分けて不要な物は処分
整頓‥よく使うものは手前に置く
清掃‥ゴミや汚れを取り除く
清潔‥きれいな状態を維持

正しい作業靴の選定




## 9　KY（ケーワイ）活動

◆KYとは、危険、予知の頭文字です。作業を開始する前に、どんな危険が潜んでいるかを話し合い、これは危ないというポイントについて対策を決め、一人一人が指差し呼称をして作業を行います。
◆指差し呼称を行うことでエラー、ミスが減るので、日常生活に取り入れると効果的です。

## 10　安全衛生教育

◆採用時に社内ルールと共に、転倒防止、腰痛予防、高齢者、脚立や踏み台の使い方、交通労働災害防止など、労働災害防止について教育を行いましょう。なお、定期に実施することで低下した安全衛生意識を高めることができます。
◆教育の講師はルールを教えるだけでなく、なぜこのルールを作ったのか、なぜこの手順なのかなど背景を伝えるknow-why（ノウファイ）教育を行うことで違法行為をなくすことができます。

| | チェックリスト　枠内のワードで検索して下さい | ✓ |
|---|---|---|
| 1 | 事業者による安全衛生方針を表明し、見やすい場所に掲示していますか | |
| 2 | 安全衛生担当者を選任し、氏名を見やすい場所に掲示していますか | |
| 3 | 安全衛生委員会を毎月実施していますか　福岡労働局安全対策 | |
| 4 | ヒヤリハット情報を収集していますか　職場のヒヤリハット | |
| 5 | 作業ごとに点数付けし、墜落や巻き込まれなどのリスクが高い作業は事前対策を講じていますか　職場のリスクアセスメント | |
| 6 | 通路の段差や足元のコードなどの危険源をなくして安全な通路を確保していますか　転倒災害防止　あんぜんサイト | |
| 7 | 危険源をなくせない場所は見える化していますか　中災防　図示化 | |
| 8 | 靴は、つま先が高く、柔軟性があり、重心が平行なものを選んでいますか　転倒予防　靴 | |
| 9 | 腰痛予防対策に取り組んでいますか　腰痛予防対策 | |
| 10 | 高年齢者の特性に配慮した取り組みを行っていますか　高年齢者の労働災害防止 | |
| 11 | 外国人労働者に配慮した取り組みを行っていますか　外国人労働者　安全衛生 | |
| 12 | ４S活動に取り組んでいますか　４S活動 | |
| 13 | KY活動に取り組んでいますか　KY活動 | |
| 14 | 雇い入れ時及びその後定期に転倒防止、腰痛予防、高齢者、脚立や踏み台の使い方、交通労働災害防止などの安全衛生教育を実施していますか　転倒災害　厚生労働省　腰痛予防　厚生労働省　脚立災害防止 | |
| 15 | 教育の講師はknow-why教育により実施していますか　know-why教育 | |
| 16 | 雇い入れ時健康診断、定期健康診断、深夜業などの特定業務健康診断を実施していますか　健康診断　労働者 | |
| 17 | ストレスチェックなどのメンタルヘルス対策に取り組んでいますか　こころの耳 | |
| 18 | （屋外、倉庫など暑い場所がある場合）熱中症予防対策に取り組んでいますか　職場の熱中症予防 | |
| 19 | （CO中毒や酸欠作業がある場合）作業主任者を選任し、特別教育を実施していますか 検知器や換気設備は定期点検を行っていますか　CO中毒　労働災害 | |
| 20 | （業務や通勤で車両を使用する場合）交通労働災害防止対策に取り組んでいますか　交通労働災害ガイドライン | |
| 21 | （塗料やシンナーなどの化学物質を使用する場合）有害性が低い製品への代替化を進めていますか。法規制がないことや水性は有害性が低いと思っていませんか。　化学物質リスクアセスメント　化学物質対策 | |

このリーフレットに関するお問い合わせは、福岡労働局労働基準部安全課又はお近くの労働基準監督署まで

福岡労働局安全対策　検索